

審査基準

令和2年3月23日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 警備業法 |
| 根拠条項 | 第42条第3項において準用する第22条第5項 |
| 処分の概要 | 機械警備業務管理者資格者証の書換え |
| 原権者（委任先） | 鳥取県公安委員会 |
| 法令の定め | 警備業法施行規則第63条、第43条第1項 (機械警備業務管理者資格者証の書換への申請) |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 14日 |
| 申請先 | 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。 |
| 問い合わせ先 | 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110） |
| 備考 | |